**令和７年度**

**八女市社会福祉法人指導監査方針**

八女市

１　基本方針

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人が主に公的資金を財源に運営される極めて公共性の高い組織であることから、適正で円滑な運営が確保され、利用者に対する福祉サービスの充実が図られることを目的として、関係法令及び関係通知に基づき実施しています。

このため指導監査では、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性の確保状況に主眼を置き、指導監査を実施します。

２　 指導監査重点事項

（１）適正な法人運営の確保

ア　「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年４月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知（最終改正令和4年3月14日））に基づき、社会福祉法人の運営が、適正に行われているか確認します。

イ　所轄庁へ届け出るべき書類及び計算書類、定款、役員等名簿をインターネットの活用によって公表しているか、その他の情報についても公表に努めているか確認します。

ウ　社会福祉法改正に伴う、地域における公益的な取組等が行われているか確認します。

（２）適切な会計管理の確保

　　　ア　「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年４月

27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働

省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知

（最終改正令和4年3月14日））に基づき、社会福祉法人の会計処理が

適正に行われているか確認します。

イ　社会福祉法人会計基準及び国からの諸通知を踏まえ、社会福祉法人

及び社会福祉施設の会計処理が適正に行われているか確認します。

（３）利用者に対する虐待の防止に向けた取組

　　　ア　虐待防止のための必要な体制の整備や職員に対する人権擁護・虐待防止のための研修を行っているかについて確認します。

イ　児童が入所する施設においては、子どもの意見を表明する機会を確保しているか確認します。

ウ　園児等が通園、通所に使用する自動車を運行する場合は、車内の園児等の見落としを防止する装置の設置や乗降時の所在確認が行われているか確認します。

（４）防災対策の強化

ア　近年、大規模自然災害による被害が相次いで発生しています。非常災害対策として、福岡県が作成した「防災計画策定マニュアル」の活用等により、火災のほか、大規模な地震・風水害等の非常災害に関する具体的計画が整備され、避難、救出等の訓練が行われているか確認します。

イ　消防機関、地域住民との連携体制の確保、夜間等を想定した避難訓練・消火訓練・通報訓練等を実施し、利用者の安全対策に万全を期す体制が整備されているか確認します。

３　その他の事項

1. 継続的指導を要する法人・事業所に対する重点指導

ア　指摘事項及び問題事項が多い法人に対しては、改善計画の提示を求め、その計画に従って、改善がなされているか随時確認するなど、重点的かつ継続的に指導を行います。

イ　継続的指導によっても是正措置が講じられない場合は、その事案に応じて社会福祉法等に基づく改善命令、役員の解職勧告、業務停止命令等の処分等及び法人名等の公表を行うなど厳正に対処します。

（２）直近の指導監査における指摘事項等の措置状況について

直近の指導監査において、文書指摘、口頭指摘及び助言等の事項が適正に措置及び改善されているか確認します。